

平成30年 4月 7日

## 授業料、その他諸経費について

トロント補習授業校

平成30年度の授業料その他諸経費は、以下の通りです。

授業料その他諸経費は、各学期ごとにお支払いいただきます。

学期初めに請求書をお渡しいたしますので、請求日より2週間以内に小切手にてお支払いください。

### 平成30年度授業料、その他諸経費

	授業料 (月額)	教材費 (学期ごと)	管理運営費 (学期ごと)	入学金 (入学時のみ)
幼稚部	102	45	商工会会員 127  非会員 176  教職員 134	250
小学部	88	98		
中学部	95	45		
高等部	176	45		

(単位 カナダドル)

- 注 1 授業料その他諸経費には、H. S. T. が加算されます。
- 2 途中転出される予定でも、一旦該当学期分請求書金額をお支払いください。
- 3 非在籍月の授業料は、転出届け受領後に払い戻しいたします。
- 4 教材費・管理運営費については、途中転出の場合も払い戻しはいたしません。
- 5 商工会会員の管理運営費は、各学期の始めに直接会社に請求いたします。

#### 管理運営費に関する細則

1. トロント日本商工会の法人会員及び個人会員（以下会員という）は、トロント補習授業校（以下学校という）の管理運営のため、学校の管理運営費を納入する。
2. 会員は各学期始めに、始業日現在の会員の属する在校子女の人数に委員会が別途定めた額を掛けた金額を、管理運営費として学校に納入するものとする。尚、在籍数には休学者を含む。
3. 会員以外の保護者が納入する管理運営費は、受益者負担の原則により、在校子女一人あたり委員会が別途定めた金額とする。
4. 学期途中における転出の場合、既に納入された管理運営費の返還は行わない。

※ 注. 2013年 3月改訂 名称変更